

内部統制システムの決議内容および運用状況の概要

当金庫は、信用金庫法第36条第5項第5号および信用金庫法施行規則第23条に則り、2015年6月8日の理事会において内部統制に関する体制の整備について、「内部管理基本方針」として以下のとおり決議しております。

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 理事および職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制② 理事の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制④ 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制⑤ 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項⑥ 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性に関する事項 | <ul style="list-style-type: none">⑦ 監事の職務を補助すべき職員に対する指示の実効性の確保に関する事項⑧ 監事への報告に関する体制⑨ 監事への報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制⑩ 監事の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項⑪ その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制 |
|---|--|

なお、上記の運用状況については、監事による規程等の整備および運用状況等の定期的な監査を受け、適正の確保に努めております。

リスク管理の充実と健全経営

リスク管理基本方針

リスク管理の基本的な考え方

金融機関を取り巻く経営環境は、金融業務の自由化、国際化、業態間の相互参入などが進展して、ますます複雑化・多様化しつつあります。こうした中で、経営の健全性を確保し、お客さまからより一層の信頼を獲得するには、内部管理態勢を充実・強化するとともに適正なリスク・マネジメントを行って収益力の向上を図ることが重要課題だと考えています。当金庫は日常業務において内在するリスクを把握・評価し、適切に対応するため、以下のとおりの基本方針を定めています。

1 健全経営

健全かつ安定した経営を維持・向上させるため、自己資本の強化と経営体力に見合ったリスクを取ることで、資産・負債の総合管理を図ります。

2 内部管理態勢

業務の健全性及び適切性を確保するため、法令等遵守に係る組織体制の整備等に加え、マニュアルや諸規程の整備・見直しなどに努めます。

3 安定収益の確保

総合的なリスク管理を図ることによって、リスクに見合った適切な収益を確保するとともに収益の安定化を図ります。

4 統合的リスク管理

業務執行に伴う信用リスク、流動性リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクのうち、定量化可能なリスクについて、当金庫の自己資本と対比することにより、金庫の取り得るリスク、損失の規模を認識しつつ、業務運営を行い、経営の健全性を確保します。

基本方針の位置づけ

「リスク管理基本方針」は、当金庫の全ての経営資源・業務を対象としたリスク管理に関する統一方針で、リスク管理に係る全ての施策は「基本方針」に基づいて実施されています。従って、リスク管理に係る全ての規程・マニュアル等は「基本方針」に基づいて策定されています。

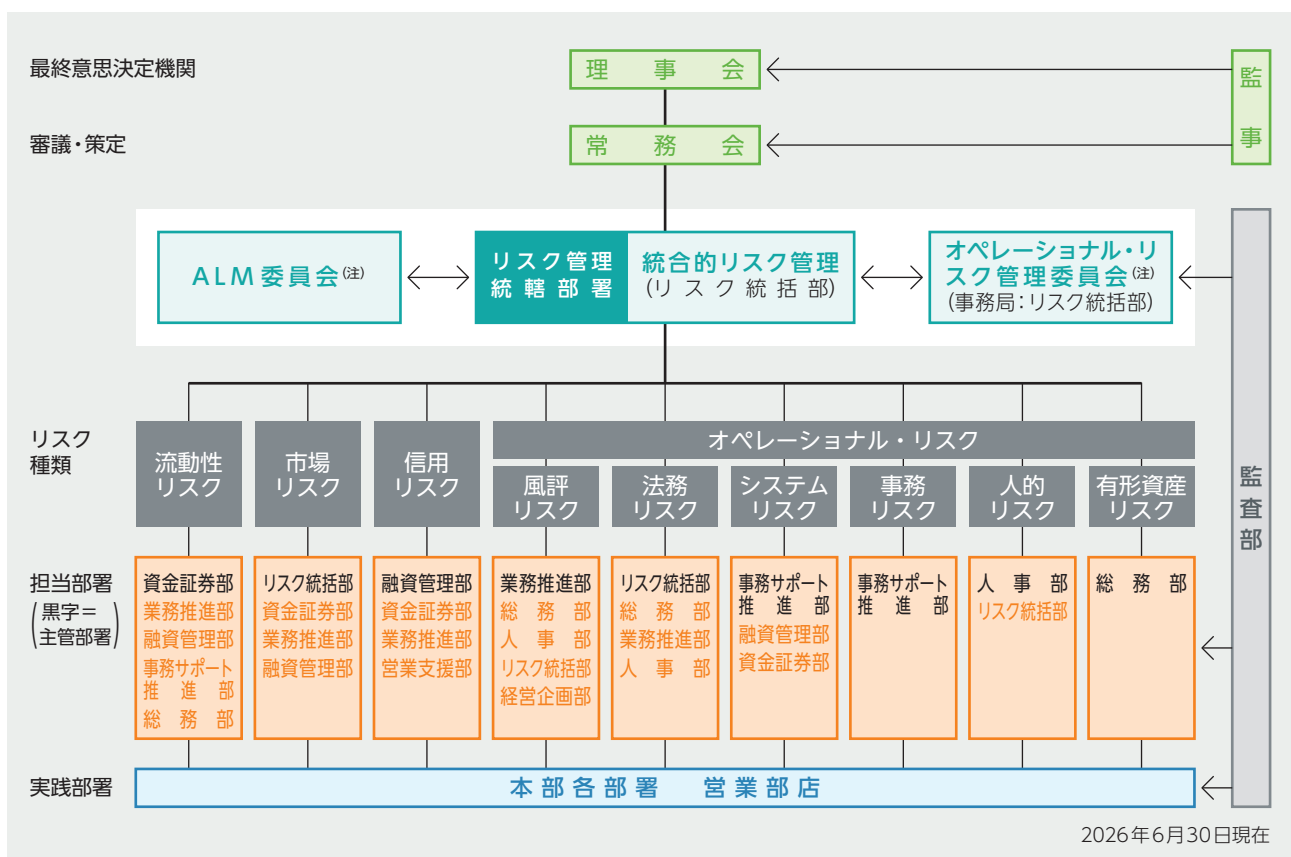
リスク管理体制

「統合的リスク管理」は、全てのリスクについて、可能な限り統一的な基準に基づき、統合的に把握・運営していくことを基本としています。各種リスクについて担当部署間の調整、担当部署からの報告を検証・協議するなど、リスク管理の統轄管理を行う部署をリスク統括部とし、リスク管理に関する「基本方針」など重要な事項について審議・策定を行う機関を「常務会」、リスク管理に係る最終意思決定機関を「理事会」と定めています。

リスク区分

統合的リスク管理	統合的リスクの把握・管理を行う	5 システムリスク	コンピュータシステムの障害、誤作動、システムの不備、不正利用等により当金庫が損失を被るリスク
1 信用リスク	お取引先の経営悪化等により、資産の価値が減少または消滅して当金庫が損失を被るリスク	6 法務リスク	金庫経営、金庫取引に係る法令・規程等に違反する行為等によって当金庫が損害を被るリスク
2 流動性リスク	金庫の通常の資金繰りに予期しない資金流出があったり、市場の混乱によって市場取引に支障が生じて当金庫が損失を被るリスク	7 風評リスク	金庫の資産の健全性や収益力等の信用を形成する内容が劣化し、お客さまからみて金庫への安心度、親密度等が損なわれることによって当金庫が損害を被るリスク
3 市場リスク	株式や債券、為替市場等の相場変動等により、金庫が保有する資産の価値が変動して当金庫が損失を被るリスク	8 人的リスク	人事運営上の評価等に関する不公平やセクシャル・ハラスメント等に関する差別的行為により、当金庫が損失を被るリスク
4 事務リスク	金庫役職員の事務ミス、事故、不正等を起こすことにより当金庫が損失を被るリスク	9 有形資産リスク	災害等の事象から建物・什器設備等の資産の毀損や、業務運営環境の質の低下等により当金庫が損失を被るリスク

統合的リスク管理態勢図



(注) ALM委員会: 資産、負債及び収益等に関し総合的な管理を目的とする委員会。

オペレーショナル・リスク管理委員会: 事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスク、人的リスク、有形資産リスクに対し総合的な管理を行うことを目的としている委員会。

コンプライアンス（法令等遵守）について

信用金庫は社会的責任と公共的使命を果たすため、確固たる倫理観と誠実さ、そして何よりも各種法令や社会的規範、規則、規程などのルールを厳格に遵守する姿勢と行動が求められています。

当金庫では地域金融機関として自らに課せられた責任と役割を遂行していくため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の最重要課題と位置づけ、健全経営の実践に努めています。

■ 当金庫の取り組み姿勢

当金庫では、2000年4月に「コンプライアンス室」を創設し、コンプライアンスに係るチェック機能態勢を整え、また、全役職員のコンプライアンス意識の醸成や定着を図るため、教育・指導並びにコンプライアンス態勢の構築等を行ってまいりました。

2007年4月には内部検証機能を追加することを目的

に「法務統括部」に改組、さらに2010年4月には統合的にリスク管理する機能を追加して「リスク統括部」と改組、総合的な法令等遵守態勢の厳正化に努めています。

■ 当金庫の方針・宣言

当金庫では、法令等の遵守、個人情報の適切な保護と利用、金融商品や保険の販売、顧客保護等の管理等に際して、以下の方針や宣言等を制定しております。

法令等遵守に係る基本方針

信用金庫は相互扶助の理念に基づき、会員制度による協同組織金融機関として、地域の中小企業や国民大衆に必要とされる金融サービスを提供し、その経済的発展と生活の向上や地域社会の繁栄に奉仕することを社会的使命としています。

従って、公共性と透明性を顕示した信用ある健全な金融機関でなければなりません。当金庫においても、その社会的使命を正しく認識し各種法令、社会的規範、内部事務規程等を遵守し、健全かつ公正、適切な運営を期していくことが必要です。

当金庫の経営理念である「地域金融」、「健全経営」、「創意と活力」を確認し、役職員が一丸となり、各種法令や社会規範等を遵守し、健全経営を堅持することによって顧客及び地域社会の繁栄に奉仕することを基本方針とし、日々の業務活動に専念いたします。

マネー・ローンドリング・テロ資金供与・拡散金融対策および経済制裁違反リスク対応について

「当金庫」は、マネー・ローンドリング・テロ資金供与・拡散金融対策および経済制裁違反（以下、「マネロン等」という。）リスク対応を『経営上の重要な課題』の一つとして位置付け、リスク統括部を統括部署、リスク統括部担当役員、融資管理部担当役員を「統括管理者」（責任者）として定め、当金庫が直面するマネロン等リスクを適切に評価し、リスクに応じた対策を実施しています。

マネー・ローンドリング・テロ資金供与・拡散金融対策および経済制裁違反リスク対応に係る基本方針

1 運営方針

当金庫は、マネロン等の防止に向けた対策を経営上の重要な課題の一つとして位置付け、マネロン等の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。

経営陣は、マネロン等対策に係る態勢の整備、方針・手続・計画の立案・推進、及びリスクの特定・評価・低減に係る各種取組みを主導します。

2 管理態勢

当金庫は、マネロン等対策の責任を担う担当役員を任命するとともに、マネロン等対策の主管部を設置し、専門性を有する人材の配置及び必要な予算の配分等、適切な資源配分を実施するとともに、マネロン等対策に関わる役員・職員間での連携の枠組みを構築します。

3 リスクベース・アプローチ

リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、国によるリスク評価（犯罪収益移転危険度調査書）及び当金庫の疑わしい取引の届出の状況等を踏まえ、当金庫が直面しているマネロン等リスクを特定します。また、特定した自らの事業環境・経営戦略・リスク特性をもとに、取引量や影響の発生率、影響度等の観点を踏まえてリスクの大きさを評価し、リスクに応じた低減措置を講じます。

4 顧客の管理方針

新規取引開始時及び顧客情報や取引内容等に応じて取引開始後継続的に、本人確認や取引目的の確認等を実施します。

また、当金庫が顧客や取引内容等に関して確認が必要な情報を検知した場合等には、適時、追加の確認・調査を実施します。

なお、これらの確認・調査に際しては、必要に応じて追加的な証拠資料等の提出を求めます。

5 疑わしい取引の届出

営業店の報告や取引モニタリングシステムによる検知、捜査機関等からの照会、顧客の申し出等を受け、疑わしい取引を検知した際は、その内容を調査し、疑わしい取引に該当すると判断した場合は直ちに当局に届出を行います。

6 経済制裁及び資産凍結

取引フィルタリングシステム等により制裁対象者との取引を検知し、調査の結果、制裁対象に該当すると判断した場合、当該取引を謝絶するとともに、資産凍結等の措置を適切に実施します。

7 役職員の研修

マネロン等対策に関わる全ての役職員に対して継続的に研修を実施し、役職員の知識習得、意識向上を図るとともに、各役割に応じた専門性を有する役職員の確保・育成に努めます。

8 実効性の検証

マネロン等リスク管理態勢について、主管部による検証に加え独立した内部監査部門による監査を定期的の実施し、当該結果を踏まえた継続的な改善に努めます。

9 顧客からの理解促進

新規取引開始時及び取引開始後継続的に実施する本人確認や取引目的の確認、追加の確認・調査等について顧客から理解を得るため、当金庫のホームページや営業店における掲示等を活用して、周知・広報に取組みます。

反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報および個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5

月31日法律第27号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

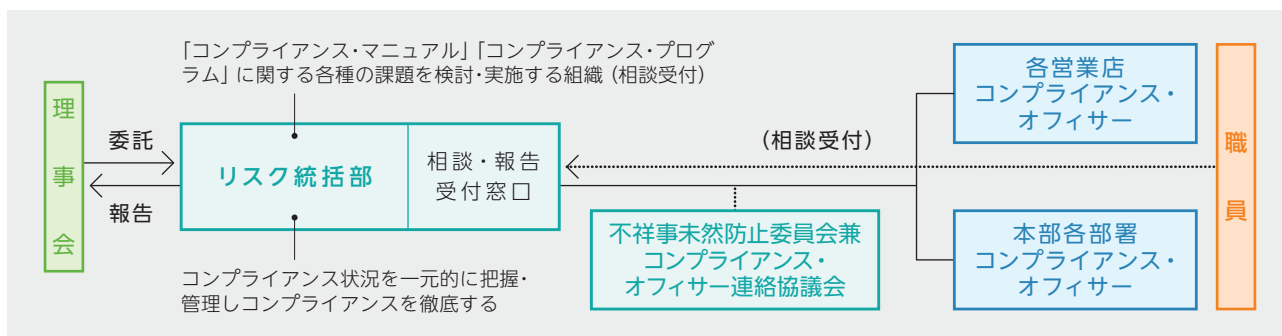
当金庫の対応状況

コンプライアンスとは、業務を遂行する上で法令や当金庫の就業規則、諸規程、社会規範などのルールを厳しく守ることをいいます。当金庫では定期的に不祥事未然防止委員会兼コンプライアンス・オフィサー連絡協議会を開催し、事例研究や啓発研修などを通じてコンプライアンス責任者（コンプライアンス・オフィサー）が相互研鑽

することで、全役職員のコンプライアンス・マインドの高揚に努めています。

【リスク統括部】

本部機構の中に「リスク統括部」を設置しています。本部各部署や営業店にコンプライアンス・オフィサーを配置して、内部管理態勢の強化と法令等遵守（コンプライアンス）の厳正化を図っています。



金融ADR制度への対応

苦情処理措置

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため、業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、ポスター等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日（9時～17時）に営業店（電話番号は19ページ参照）または業務推進部（電話：06-6633-1184）にお申し出ください。

紛争解決措置

当金庫は、お客さまとの紛争解決のため、当金庫営業日に上記業務推進部にて、お客さまからのお申し出を受け付けております。また、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）及び大阪弁護士会等が設立、運営

に参加しております公益社団法人民間総合調停センター（電話：06-6364-7644）でも、紛争解決を図ることが可能ですので、上記業務推進部までお申し出ください。また、お客さまから左記相談所、上記調停センターに直接お申し出いただくことも可能です。

総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。

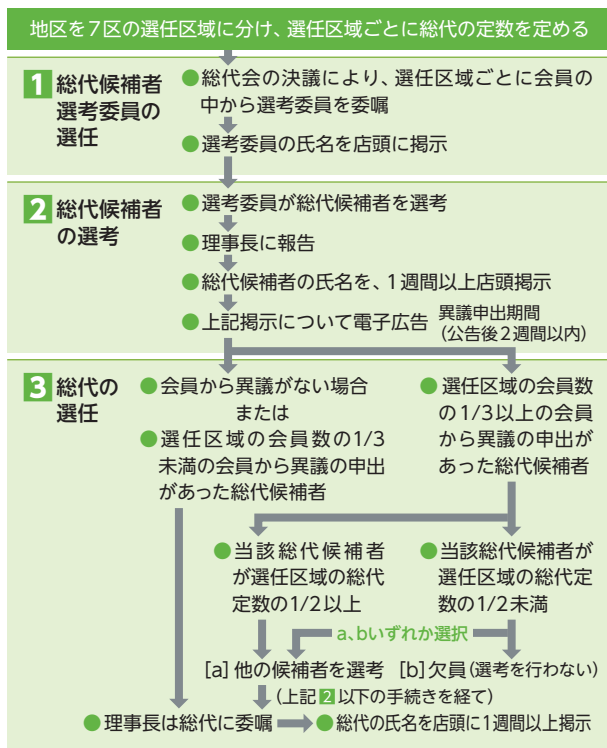
しかし、当金庫では会員数を勘案すれば総会の開催は事実上不可能となります。そこで当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって総代会は、総会と同様に会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

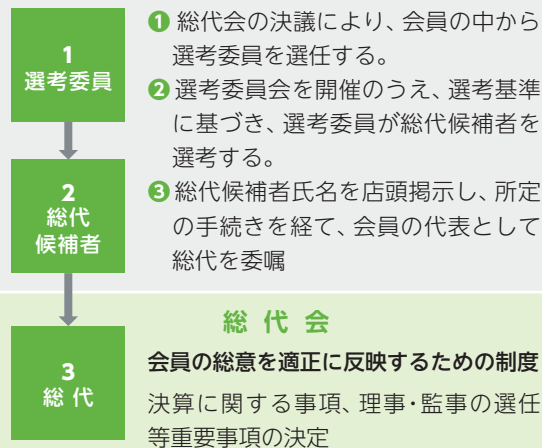
さらに当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

総代が選任されるまでの手続きについて



総代会は、会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です



総代とその選任方法

1 総代の任期・定数

- 総代の任期は3年です。
- 総代の定数は110人で、会員数に応じて選任区域ごとに定められております。なお、令和8年3月31日現在の総代数は105人で会員数は20,601人です。

2 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで総代の選考は、総代選任規程に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

- ① 会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ② 選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③ 上記②により選考された総代候補者を会員が信任する。（異議があれば申し立てる）

総代候補者選考基準

- 〔資格要件〕 当金庫の会員であること。総代の就任時の満年齢が85歳を超えないこと。
- 〔適格要件〕
- ① 地域において信望が厚い方。
 - ② 人格、見識に優れ、当金庫の発展に寄与できる方。
 - ③ 金庫の理念、使命をよく理解し、金庫との緊密な取引関係を有する方。

総代候補者選考委員選考基準

- 〔資格要件〕 当金庫の会員であること。
- 〔適格要件〕
- ① 地域の信望が厚く、信用金庫の使命を十分理解している方。
 - ② 地域の事情に明るく、人格・見識ともに優れている方。
 - ③ その他金庫が適格と認めた方。

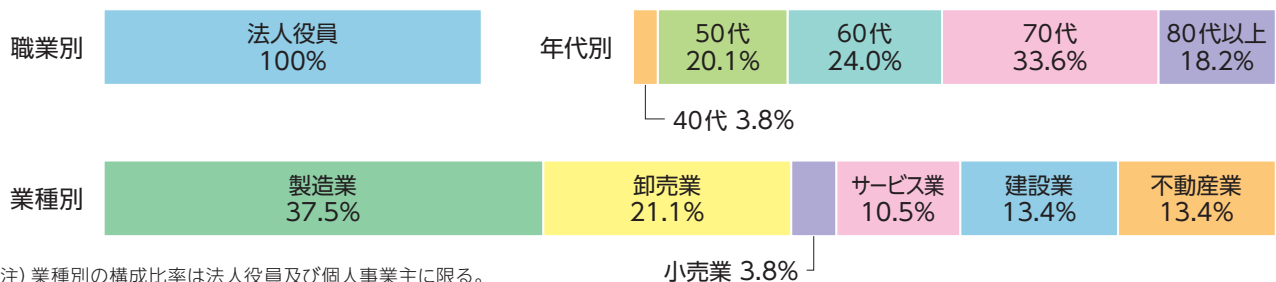
総代選任区域及び定数並びに総代氏名

2026年6月30日現在（順不同・敬称略）

地区	選任区域	総代氏名	人数
第1区	大阪市浪速、中央、天王寺の各区内	岩崎 真弥① 岡本 淳② 加藤 友康⑦ 澤田 益男⑦ 津田 勝之③ 中川 基男⑧ 堀野裕一郎⑫ 吉田 稔③ 大隅 正彦③ 高橋 克己③ 瀬濤 康輝⑤ 安田 誠⑤ 矢野 勇治③	13
第2区	大阪市西成、住吉、住之江、阿倍野の各区、堺市の地域内	野口 真弘③ 矢野 郁子① 井上 正則⑨ 東谷 克人⑥ 山田 純範③ 石松 宏文③ 小野 陽侍② 野々原喜久夫⑩ 萩原慎太郎② 若間 泰正⑦ 大西 順子⑧ 國中 賢一⑤ 園田 達雄④	14
第3区	大阪市西、港、大正、此花、北、福島、淀川、西淀川、東淀川の各区内	谷角 孝恵⑦ 鈴木 啓介⑦ 木村 博昭⑧ 笹原 一茂④ 仲西 安正③ 中山 靖⑤ 永田 剛将① 渡邊 吉清④ 小原 潤一② 助野 信雄⑤ 永井 弥⑤ 松岡 忠幸⑤ 山村 修司② 佐々木 茂③ 中川 博司③	15
第4区	大阪市城東、旭、都島、鶴見の各区、守口市、門真市、寝屋川市、大東市、四條畷市の各地域内	大橋 信一③ 岡本 浩志① 高橋 良夫⑦ 寺崎 正也⑤ 廣瀬 修二④ 藤井 久志⑥ 吉田 敏郎② 渡邊 茂弘⑥	8
第5区	大阪市平野、東住吉の各区、八尾市、柏原市、松原市、藤井寺市、富田林市、羽曳野市、大阪狭山市の各地域内	田積 恭明⑤ 和田 雅光③ 東 博之② 海田 充浩② 高崎 純次⑦ 田中 将也③ 樋口 幸弘⑤ 松本 晃一③ 浦 友一② 高見 正行③ 青木 順子④ 木下 永吾② 濱中 俊英⑧ 増田 一郎⑤ 南 和宏⑥ 大西 利治⑩ 久保 春江⑦ 瀬野 勝彦⑤ 西村 正治③ 岸本 洋司④ 吉田 一敏⑥	21
第6区	大阪市生野区内	上田 昭雄⑦ 竹内 潤② 肘井 基祐① 多田 一郎① 中井 宏昌⑧ 南 可貫① 宮坂 典央⑤ 井上 智広① 島田 和弘⑥ 竹山 昇① 出口 秀作⑧ 日比 正朗② 治良 輝男⑤ 村井 公一②	14
第7区	大阪市東成区内、東大阪市の地域内	園 章弘④ 内田 寿仁③ 佐藤 晃司⑥ 津郷 貴志② 中城 寛明① 服部 匡③ 清水 宗① 池田豊司郎⑩ 品川 隆幸③ 高橋 義行⑩ 滝尾 進④ 南原 在夏① 井村 匠④ 木下 吉数⑥ 長尾 吉訓② 袴田 礼弘④ 隅田 彰三⑥ 高橋由紀子③ 高山 和馬①	19
総代数			104名

※総代氏名は、同意を得た方のみ掲載しています。

※氏名横の丸数字は総代の就任回数を表しており、1981年4月27日以降の資料に基づき掲載しております。



第96回通常総代会の目的事項

令和8年6月18日開催の第96回通常総代会において、下記の事項が付議され、それぞれ原案どおり承認されました。

1 報告事項

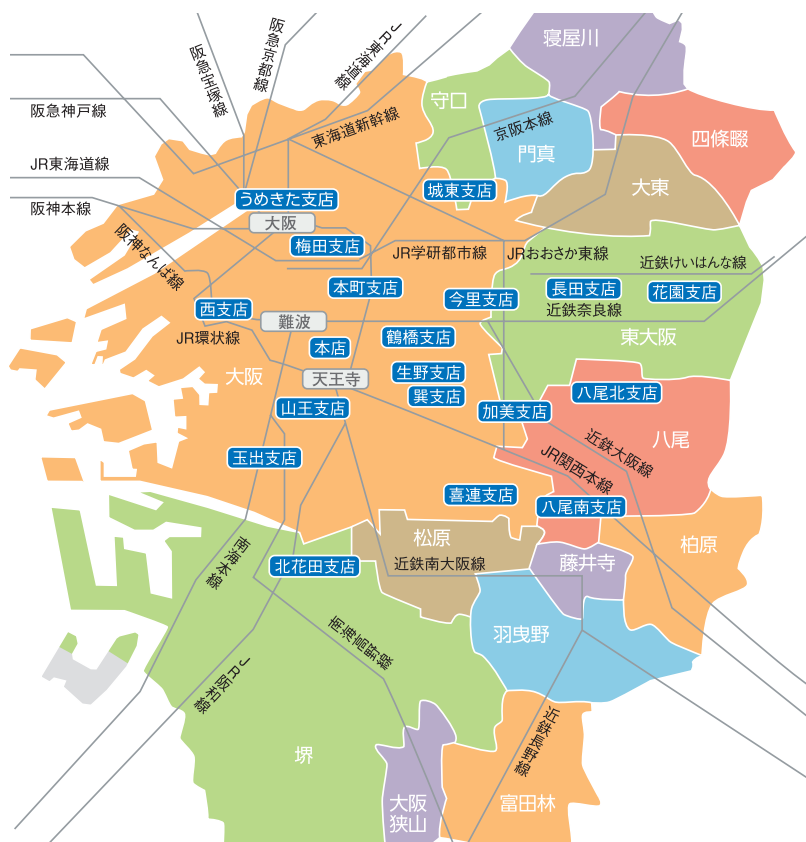
第96期（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）
業務報告及び貸借対照表並びに損益計算書報告の件

2 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 総代候補者選考委員選任の件
- 第3号議案 会員除名の件
- 第4号議案 理事7名並びに監事2名選任の件

「U-BANKえいわ」は、地域に密着したネットワークづくりをめざします

営業地区



店舗一覧 (2026年6月30日現在)

店番	店 名	住 所	T E L
	本 店	大阪市浪速区日本橋4-7-20	06-6633-1181
001	本 店 営 業 部	大阪市浪速区日本橋4-7-20	06-6633-1295
002	山 王 支 店	大阪市西成区岸里東1-4-20	06-6657-0145
003	西 支 店	大阪市西区九条南2-1-6	06-6581-4461
004	玉 出 支 店	大阪市西成区玉出中2-13-34	06-6661-1321
005	城 東 支 店	大阪市城東区関目3-7-10	06-6931-0256
006	梅 田 支 店	大阪市北区西天満5-16-3	06-6312-0321
007	今 里 支 店	大阪市東成区大今里南6-4-4	06-6976-0291
008	生 野 支 店	大阪市生野区林寺5-12-12	06-6718-2121
009	喜 連 支 店	大阪市平野区喜連4-8-56	06-6708-2501
010	巽 支 店	大阪市生野区巽中4-16-18	06-6758-1191

店番	店 名	住 所	T E L
011	花 園 支 店	東大阪市島之内2-9-39	072-963-0151
013	八 尾 南 支 店	八尾市南木の本2-21-8	072-994-0025
014	加 美 支 店	大阪市平野区加美北5-12-27	06-6794-2331
015	鶴 橋 支 店	大阪市生野区鶴橋3-8-22	06-6731-7751
016	北 花 田 支 店	堺市北区奥本町1-42	072-252-6221
017	長 田 支 店	東大阪市荒本新町9-10	06-6784-1821
019	八 尾 北 支 店	八尾市新家町4-49-7	072-924-5901
020	本 町 支 店	大阪市中央区本町1-4-8	06-6263-6820
021	う め き た 支 店	大阪市北区大淀中2-8-12	06-6458-8071
077	ひねっとアプリ支店 (非対面型インターネット支店)	大阪市浪速区日本橋4-7-20	0120-14-1643

事務所

THE EIWA SHINKIN BANK グランフロント大阪オフィス	大阪市北区大深町3-1 コラボオフィスK837	06-6136-6173
--	----------------------------	--------------

THE EIWA SHINKIN BANK JAM BASE オフィス	大阪市北区大深町6-38 JAM BASE 5F 501号室	06-6131-5499
--	-----------------------------------	--------------